

平成 30 年度 箱根町議会の活性化に向けた理念と方針

～ 町民から最も頼りにされる議会を目指して ～



平成 30 年 6 月

箱 根 町 議 会

〒250-0393 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地
<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/11,0,72,html>
e-mail web_gikai@town.hakone.kanagawa.jp
tel 0460-85-9570 Fax 0460-85-8656

平成 30 年度箱根町議会の活性化に向けた理念と方針

～ 町民から最も頼りにされる議会を目指して ～

1 基本理念

箱根町議会では、平成 25 年 3 月に最高規範である「箱根町議会基本条例」を制定し、「町民に開かれた議会」「町民参加を推進する議会」「町民に信頼される議会」の実現に向け議会改革に取り組んできた。さらに、平成 27 年 2 月には「箱根町議会の活性化に向けた理念と方針」を策定し、「町民から最も頼りにされる議会」を基本理念に据え、議会活性化に向け調査・研究を進めてきた。

平成 29 年 9 月の改選を経て新たな議会構成となったが、前任期における議会の意思を引き継ぎ、町民の代表としてその負託に応えるため、「町民から最も頼りにされる議会」を基本理念に据え、議員一丸となって、自らの創意工夫と町民との協働のもと、議会基本条例に掲げる町民に開かれた、参加しやすい議会の実現や公正で透明性の高い議会運営の推進を図るとともに、議員の資質の向上や町民の視点に立った政策立案、提言が行えるよう議会機能の強化に努めるものとする。

なお、平成 30 年度は固定資産税の超過課税が終了する年であり、次年度以降の歳入確保や歳出削減等について議論が必要な年である。町民の代表機関として適切な政策審議及び決定ができるよう、町の状況等についてあらゆる角度から調査・研究を行い、議員間での討議を十分尽くすとともに、町民への分かりやすい情報発信を心掛け、説明責任をしっかりと果たしていくものとする。

2 自己評価

適切・着実な進行を図るため、取組期間終了後、取組事項に対し自己評価し、その結果をホームページ等により公表する。自己評価をもとに、次年度の基本理念及び方針を定めることとする。

3 基本理念を実現するための取組事項

基本理念である「町民から最も頼りにされる議会」の実現を図るため、30年度は取り組みの基本となる2つの方針を次のとおり設定し、議会改革を推進していくこととする。

(1) 町民参加と町民連携の推進

広報広聴委員会を中心として、議会活動に係る情報を議会だよりを始め、ホームページ等、多様な媒体を活用し、より積極・効果的な情報発信に努めるものとする。また、町民にわかりやすい議会運営に努めるとともに、意見交換会や議会報告会の開催等、議会活動にかかる説明責任の向上に努めることにより、町民の議会活動への参加や連携の推進を図るものとする。

① 積極的・効果的な情報発信

読みやすく親しみやすい議会だよりの作成やホームページからの積極的な情報発信により、傍聴に来ることができない方に対しても議会活動を知ってもらい、身近な議会となるよう努めるものとする。

ア 紙面の充実等、より親しまれる議会だよりの作成

イ ホームページ等からの積極的な情報発信

ウ Facebook等、多様な媒体を活用した効果的な情報発信

エ 議会だより配布場所及び議会開催周知ポスター等掲出場所の拡大

② 説明責任の向上

町民参加を推進する議会を目指すため、町民が理解しやすい議会審議を心掛けるとともに、議会における重要な決定事項については議会報告会を開催し、町民への説明責任を果たすものとする。

ア 町民にわかりやすい議会運営の促進

イ より身近な議会報告会になるための方策検討

③ 参加機会の拡充

町民との意見交換会の開催や請願等の陳述機会の積極的な活用を図ることにより町民の参加機会の向上に努めるとともに、町民が参加しやすい議会運営の推進に努めるものとする。また、より開かれた身近な議会とするため、議会活動等について広く町民から意見や感想・提言を求めるための議会モニター設置等について検討するものとする。

ア 町民との意見交換会の開催

イ 議会モニター設置の検討

(2) 適切な政策審議・決定

議事機関として、適切な政策審議及び決定を行うため、町政に対する町民の多様な意見や要望、提案等の的確な把握に努めるものとする。また、議員は、議会が町民から選挙で選ばれた議員による合議制の機関であることを十分に認識し、政策決定をする場合には、議員相互間の自由討議により議論を尽くし、合意形成に努めるものとする。

① 議会審議の活性化の推進

説得力のある審査結果が出せるよう審議を尽くすことが重要であることから、議員の質問力向上を図るとともに、議員相互間の自由討議を行うことにより、議会審議の活性化を目指すものとする。

ア 効果的な質疑、質問のあり方の研究

イ 合意形成へ向けた議員相互の積極的な自由討議の推進

② 委員会活動の活性化の推進

月2回設定している月例日を有効活用し、委員会活動を活性化することにより、議会の監視、調査、政策提案能力の強化を目指すものとする。

ア 委員間での十分な討議の推進

イ 所管事務に係る調査・研究活動の推進

③ 議員力・議会力の向上

政策提言へ向けた議員の資質及び政策能力を向上させるため、議員研修等の充実強化に努めるとともに、議会図書室を充実させる等、調査・研究体制の確立を図るものとする。

ア 議員研修の充実強化

イ 議会図書室の充実

④ ICT技術を活用した活性化の推進

議会のICT化の一環として、議会資料のペーパーレス化を目的としたタブレット端末の導入効果等について調査・研究を進めるものとする。

ア タブレット端末等の活用の検討

●基本理念と方針等一覧

基本理念 『町民から最も頼りにされる議会を目指して』

方針1 町民参加と町民連携の推進

推進項目	取組事項
①積極的・効果的な情報発信	○紙面の充実等、より親しまれる議会だよりの作成 ○ホームページ等からの積極的な情報発信 ○Facebook等、多様な媒体を活用した効果的な情報発信 ○議会だより配布場所及び議会開催周知ポスター等掲出場所の拡大
②説明責任の向上	○町民にわかりやすい議会運営の促進 ○より身近な議会報告会になるための方策検討
③参加機会の拡充	○町民との意見交換会の開催 ○議会モニター設置の検討

方針2 適切な政策審議・決定

推進項目	取組事項
①議会審議の活性化の推進	○効果的な質疑、質問のあり方の研究 ○合意形成へ向けた議員相互の積極的な自由討議の推進
②委員会活動の活性化の推進	○委員間での十分な討議の推進 ○所管事務に係る調査・研究活動の推進
③議員力・議会力の向上	○議員研修の充実強化 ○議会図書室の充実
④ICT技術を活用した活性化の推進	○タブレット端末等の活用の検討